

財産犯（非移転罪等）

©甲斐翔真

0 復習（移転罪）

財物（1項犯罪）や利益（2項犯罪）が移転する罪

- ・窃盗（235条）→行為は【窃取】こっそり被害者の意思に反して占有移転
- ・強盗（236条）→行為は【強取】反抗抑圧する暴行・強迫を手段
- ・詐欺（246条）→行為は【詐取】人を欺くことを手段
- ・恐喝（249条）→行為は【喝取】反抗抑圧に至らない暴行・強迫を手段

1項犯罪の思考過程

- ①他人占有の財物があるか
- ②当該財物が行為者の占有下に移転したか
- ③その占有移転の手段

1 非移転罪・・・・・・・・・・財物の占有侵害なし。

- ・委託物横領罪（252条）
- ・業務上横領罪（253条）
- ・遺失物等横領罪（254条）

2 毀棄罪・・・・・・・・・・不法領得の意思不要。

- ・建造物損壊罪（260条）
- ・器物損壊罪（261条）

不法領得の意思→権利者を排除する意思や何らかの効用を享受する意思

移転罪と非移転罪は、不法領得の意思が必要（領得罪）

3 背任、盗品等関与罪・・・不法領得の意思不要。

背任罪：客体が物に限定されない点で委託物横領罪と違う。

盗品等関与罪：領得された盗品等を受けとったり運搬したり保管したりする罪